

調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第1 設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育プランの策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市公立学校PTA連合会の小学校代表
- (3) 調布市公立学校PTA連合会の中学校代表
- (4) 地域学校協働本部の小学校代表
- (5) 地域学校協働本部の中学校代表
- (6) 調布心身障害児・者親の会の代表
- (7) 公募市民
- (8) 調布市公立小学校長会の代表
- (9) 調布市公立中学校長会の代表
- (10) 調布市社会教育委員の代表
- (11) 教育委員会教育部長
- (12) 教育委員会教育部次長
- (13) 教育委員会教育部指導室長